

ヒマラヤ圏サパナ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、ヒマラヤ圏サパナという。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 ヒマラヤ圏との国際理解・交流事業を通して、異文化理解を促進し日本を振り返る場を作る。

(活動の種類)

第4条 この団体は、次の種類の活動を行う。

- (1) 国際理解・交流
- (2) 地域の多世代交流

(事業の種類)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、活動に係る事業として、次のことを行う。

- (1) 国際理解・交流事業
- (2) 地域の多世代交流事業
- (3) その他上記事業の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この団体の会員は、以下とする。

- (1) この団体の目的に賛同して事業に参加した個人、団体で、会員となることを希望する者。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第7条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とする。
 - 3 代表は、理事の互選とする。

(役員の職務)

第8条 代表は、この団体を代表し、業務を総理する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故があったとき又は代表が欠けた時は、その職務を執行する。
- 3 理事は、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること
 - (3) 理事の業務執行の状況又は団体の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(会議の構成)

第10条 会議は役員、会員が構成する。

(会議の開催)

第11条 会議は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 役員、会員から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(会議の招集)

第12条 会議は、代表が招集する。

- 2 会議を招集する場合には、目的、その内容、日時及び場所を示し会員に通知する。

(会議の議長)

第13条 会議の議長は、代表がこれにあたる。

(会議の定足数)

第14条 理事会は、役員、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第15条 会議の議事は、全員の合意をもって決する。

(会議における書面表決)

第16条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について事前連絡で表決することができる。

第4章 会計

第17条 本会の運営は、事業計画および収支予算に基づいて行う。

(会計年度)

第18条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

附則

- 1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表	三浦	博志
副代表	三股	千恵
理事	小野	紫
監事	高橋	亜矢子

以上